

# 鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16  
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622  
 URL <https://www.kakikyo.or.jp>  
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2025年(令和7年) January 1月号

## 新年のごあいさつ



朝の大移動

【写真提供者：村山 隆氏】

### 目次 CONTENTS

さくらじま..... 1	令和6年11月末速報値 業種別死傷災害発生状況.....10
新年のごあいさつ 鹿児島県労働基準協会長..... 2	もっと自分らしい働き方休み方.....11
新年のごあいさつ 鹿児島労働局長..... 3	さんぽセンターからのご案内.....12
【産業保健】労働災害の予防	令和6年度安全衛生教育促進運動のご案内.....13~14
～体力面からのアプローチ～..... 4	令和6年度鹿児島県労働災害防止研修会のご案内.....15
育児・介護休業法改正ポイントのご案内..... 5~8	令和7年2月・3月の講習開催のご案内.....16
経過措置に基づく基準対象者に限定した	
継続雇用制度を利用している事業主の皆さまへ..... 9	

### さくらじま

以前から健康増進のため、週に数回、1時間弱ウォーキングを行っていますが、ここ数年は各地のウォーキング大会に参加するようにしています。若い頃はランニング大会などにも参加していましたが、年齢が上がるとともにランニングがきつくなってしまう、せめて負担が少ないウォーキングでもしようと思いたち、単に歩くだけではつまらないので大会にでも出てみようと思い参加し始めました。大会では主催する市町村内の街中だけでなく、海岸端や森林の中を歩き回ることもあります。時には今まで知らなかった温泉場やおいしそうな食堂を発見できたりすると、今度ここに来てみようなどと考え、とてもテンションが上がります。

また、沿道では地元の方々が「お疲れ様です。」「楽しんで歩いてくださいね。」など声をかけてくれるながら、おもてなしで食べ物や飲み物を提供して下さることがあり、とても感動し、疲れも吹き飛びます。ウォーキング終了後は大会を主催する市町村が地域の特産品等を展示・販売するなどし、色々趣向を凝らして参加者に地域の魅力を伝えようと取り組んでおられ、それらを見て回ることも楽しみとなっています。鹿児島県内の各市町村は過疎化が進んでいますが、各地域とも何とか活性化を図ろうと試行錯誤されています。小さなことではありますが、ウォーキング大会への参加が地域活性化への一助にでもなればと思います、今後も参加していきたいと思っています。



# 新年のごあいさつ

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

会長 大 津 学

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、すがすがしい新年をお迎えのことと存じます。

日頃から、当協会の各種事業の推進につきまして格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

また、行政機関並びに関係団体の皆様から多大なるご指導を賜り感謝申し上げます。

さて、本県の経済情勢は、景気が低迷する中において、急激な少子高齢化や物価高、働き手不足などで依然として厳しい状況が続いているところです。

このような状況の中で本会の事業活動は、概ね計画どおり行うことができました。

啓発活動においては、働き方改革が進む中、仕事と育児・介護等の両立支援の周知やフリーランスの取引に関する新しい法律の周知等に努めてきたところです。

また、労働災害防止活動では、第14次労働災害防止計画を踏まえた周知活動を実施して参りましたが、依然として多くの死傷災害が発生しており憂慮しているところです。

さて、本会の健康診断事業においては、年間健診計画に基づきヘルスサポートセンター鹿児島において施設内健診をはじめ、各地の事業場を巡回するなど、きめ細かい健診を実施するとともに、県内市町村と連携し生活習慣病予防健診等の充実を図って参りました。

作業環境測定事業では、作業環境測定法に基づく有機溶剤、特定化学物質、粉じん、金属等各種の作業環境測定や電離放射線測定を行いました。

技能講習等の講習事業においては、年間講習実施計画に基づき、鹿児島教習所等において各種運転技能講習及び作業主任者技能講習、安全衛生教育等を実施するなど資格者の充足に努めました。

新たな化学物質管理制度においては、新規に化学物質管理者講習を実施したほか特定化学物質関連の金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を開催しました。

本年も、働き方関連の啓発活動や講習事業、健康診断事業等を積極的に実施し、災害のない安心・安全で健康な職場づくりを推進していく所存でございます。

会員各位をはじめ、行政ご当局、関係機関の皆様の格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様のご健勝と事業の益々のご発展をご祈念申し上げまして新年のご挨拶といたします。

## 謹んで新春のご祝詞を申し上げます

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

令和7年元旦



会 長	大 津 学
副 会 長	津 淵 大 作
副 会 長	水 桑 原 宏
	下 小 野 田 隆 一
	塚 田 洋 浩
	西 井 聡 司
	栴 村 忠 洋
	大 島 義 雄
	種 子 島 耕 作
専 務 理 事	吉 本 耕 作







# 新年のごあいさつ

鹿児島労働局  
局長 永野和則

明けましておめでとうございます。

新年を迎え、皆様のご健康とご繁栄を心よりお祝い申し上げます。

また、公益社団法人鹿児島県労働基準協会におかれましては、労働安全衛生法に基づく各種技能講習の実施や労働災害防止のための教育・研修の開催など年間を通じて幅広い活動にお取り組みいただいていることに敬意を表します。

鹿児島労働局は、県内で働いている方、働こうとしている方にさまざまなサービスを提供するとともに、事業主の方がより良い職場づくりをするための情報提供や研修会の実施、各種助成制度による支援を行っています。

本県は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という構造的な課題に直面する中、足下では、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追いついていない状況です。

また、雇用情勢は、求人が求職者を上回っているものの、求人の動きに弱さがみられることから、引き続き注視が必要と考えております。

このような状況下において、鹿児島労働局では、次の4つのことに重点を置いて各種施策を進めています。

第一に、賃金引上げに向けた支援の推進等です。

昨年10月に過去最大の56円の引上げで改正された鹿児島県最低賃金（時間額953円）については、貴協会を始めとする関係団体や自治体とも連携を図って広報し、遵守されているか調査等に取り組んでまいります。

また、持続的な賃上げを定着させていくため、昨年度に引き続き、地方版政労使会議を開催する予定としています。

このほか、賃上げと並行し、同一労働同一賃金の更なる徹底として、派遣労働者を含めた非正規雇用労働者と正社員との不合理な待遇差の禁止の徹底を一層推進してまいります。加えて、短時間労働者が年収の壁（106万・130万の壁）を意識せず働くことができる環境づくりを行っていただく観点から年収の壁・支援強化パッケージの周知やキャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）による支援を実施してまいります。

第二に、人材確保支援の強化とキャリア形成の促進、多様な人材の活躍の促進です。

魅力ある求人票の作成支援等による求人充足サービスの充実や、人材確保の総合支援窓口となる「人材マッチングコーナー」等において人手不足が特に顕著な分野（医療・福祉、建設、警備、運輸）への人材確保支援の強化に取り組むとともに、訓練開始前から終了後までの伴走型支援を行う職業訓練によるキャリア形成を促進してまいります。

また、女性、高齢者、障害者、外国人労働者、若年者・新規学卒者など、多様な人材が活躍できる社会の構築に向けて、関係機関との連携による各種支援制度の普及啓発や就職支援等に取り組んでまいります。

さらに、昨年公布された改正育児・介護休業法の施行に向けた周知を行う等仕事と育児・介護の両立支援を図るとともに、男性の育児休業取得促進、女性の活躍推進、各種ハラスメントに対する総合的ハラスメント対策の推進についても、より良い雇用・労働環境の実現が図られるよう、引き続き、制度の周知及び中小・小規模事業者支援策の実施に努めてまいります。

このほか、フリーランスとして働かれる方の就業環境の整備を図るために、昨年11月1日に施行された「フリーランス・事業者間取引適正化等法」に基づき、相談対応や委託事業者に対する調査等を実施してまいります。

第三に、安全で健康に働くことができる環境づくりです。

まず、誰もが安心して働くことができる良好な職場環境実現のため、長時間労働の抑制に向けた監督指導を徹底していくとともに、労使の自主的な取組を促すことや、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者等に対する丁寧な相談・支援を行ってまいります。

また、第14次労働災害防止計画に基づき、転倒や腰痛といった行動災害対策、高齢労働者対策等を始めとする労働災害防止対策、心身の健康確保、新たな化学物質規制や石綿ばく露対策などの職業性疾病预防対策に加え、治療と仕事の両立支援等にも積極的に取り組んでまいります。

第四に、労働保険料の適正徴収です。

労働保険制度は、働く方のセーフティネットとしての各種施策を進めるうえでの財政基盤です。健全な運営、公平な費用負担及び労働者の福祉向上等の観点から、適正な保険料の申告・納付が行われるよう周知・広報に努めるとともに、未手続事業の一掃対策に引き続き取り組んでまいります。

また、電子申請の利便性を活用していただけるよう、年度更新手続等における電子申請の利用促進及び労働保険料の口座振替制度の利用についても周知を図ってまいります。

新年においても、鹿児島労働局は、各種の施策に積極的に取り組む所存でございます。

こうした施策の実効ある推進のためには、関係団体との連携が不可欠であり、とりわけ労働環境の整備推進に大きな役割を果たされている貴協会とはより一層の協力関係を維持、発展させていかなければならないと考えておりますので、本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

令和7年元旦

## 謹んで新年のお慶びを申し上げます

令和7年元旦



### 鹿児島労働局

局長	永野 和則
総務部長	三姓 晃一
総務課長	内野 和久
労働保険徴収室長	松山 雅彦
雇用環境・均等室長	崎浜 淳太
労働基準部部長	森川 直哉
監督課長	鈴木 正臣
賃金室長	小城 太
健康安全課長	勝田 清人
労災補償課長	松下修一郎
職業安定部部長	菅原 祐昭
職業安定課長	右田 裕幸
需給調整事業室長	川畑 義昭
職業対策課長	徳元 秀明
訓練課長	金田 知之

鹿児島労働基準監督署 署長	池濱 輝生
川内労働基準監督署 署長	二石 和伸
鹿屋労働基準監督署 署長	渡邊 光広
加治木労働基準監督署 署長	高井 浩二
名瀬労働基準監督署 署長	上村 一高



## 労働災害の予防 ～体力面からのアプローチ～

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員 高司 佳代

厚生労働省の調査によると、令和5年の労働災害の4分の1は転倒であり業種別に見た場合も転倒が上位に位置しています。

（発生状況を性別・年齢別に見ると60歳以上女性が30%、50歳以上女性が18%となり半数を50歳以上女性が占めています。）

転倒対策として整理整頓や段差の見える化、コード類の引き回しのルール設定など環境整理は進んでいます。制度や環境は整ってきた一方で平均年齢が上がっている労働者の体力面へのアプローチはどうでしょうか。今回はそういった視点から転倒予防に向けた対策をご提案します。

体力年齢は個人差が大きく環境や生活習慣が影響します。健康診断が毎年行われるのに対し、体力測定を受ける機会は少ないのではないのでしょうか。気づかないうちに身体能力が低下し、運動の必要性は理解しつつも運動時間の確保が難しいと感じたり、何をしても良いかわからないという状況がみられます。

しかし体の状態に気づき対処することができれば転倒予防は十分可能であり、簡単な体力チェック項目を選択し定期的にチェックすることで変化を実感できるものです。

体力低下への対策として、定期的な運動を促す仕掛けや健康情報を提供することによる健康リテラシーの向上などが考えられます。

まずは自分自身の体力レベルを知ることで運動の必要性への認識が高まり、継続的な支援があると体の変化を把握しやすくモチベーションの維持、向上につながるものと考えます。腰痛予防の観点から前屈改善を、筋力向

上の観点からスクワットをご紹介します。

どちらも道具を使わず短時間で行えるため取り組みの一步としてお勧めします。

前屈は柔軟性チェックの代表的な種目です。怪我予防やしなやかな動き作りに活用しましょう。

こぶし（グー）が床に着くのを目安にしてください。スクワットは下半身強化の代表的な種目です。椅子を使い座るつもりで座らない、これをゆっくりと繰り返すことで下半身強化になります。10回を目安に行いましょう。

筋力トレーニングにおいては体力の向上だけにとどまらず、筋肉に負荷をかけることによるホルモンの分泌により集中力の向上やストレス解消、睡眠の質向上などさまざまな効用が明らかになっています。

本人の意思を頼りにした個人での取り組みは継続が難しいものです。勤務時間内に体を動かす時間を設定し上司が進んで行うなど健康意識を高める雰囲気作りが推奨されます。

部署対抗など運動成果をゲーム感覚で競ったり、仲間と楽しく運動できるイベントに参加するなど自然と体を動かす機会が増える仕掛けや環境作りも体力作りのきっかけとして効果的でしょう。

義務感や強制されて行うのではなく、運動をすることにより体が楽になる、集中力が向上するといったプラス効果を感じることで能動的に行えるようになります。こういった行動変容を促していくことが重要であり簡単なサポートで達成可能なことであると考えます。従業員の心と体の健康があってこそ生産性も上がり事業所の利益につながることでしょう。

柔軟性チェック

前屈でこぶしが床につきますか

改善ストレッチ

片足を伸ばし体を前に倒して膝裏を伸ばします

仰向けに寝て両膝を揃えたまま左右にゆっくり倒します

筋力チェック

片足でゆっくりと立ち上がり戻れますか

改善トレーニング

椅子の前に立ち、座るつもりで腰を下ろし座面の上でキープします

事業主の皆さまへ（1～4、6～11は全企業が対象）

# 育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

## 令和7（2025）年4月1日から段階的に施行

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

### 令和7（2025）年4月1日から施行

#### 1 子の看護休暇の見直し

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大（③④を追加）	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園（入学）式、卒園式
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

※ 取得可能日数は、現行日数（1年間に5日、子が2人以上の場合は10日）から変更ありません。

#### 2 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

#### 3 短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワーク追加

選択する場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
代替措置（※）のメニューを追加	<代替措置> ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	<代替措置> ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 ③テレワーク

※ 短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。



#### 両立支援に取り組む事業主への助成金【両立支援等助成金】

職業生活と家庭生活が両立できる「職場環境づくり」のために、仕事と育児・介護の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援等助成金を支給しています。（令和7年度は助成内容が変更になる予定です）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)





## 4 育児のためのテレワーク導入

努力義務

就業規則等の見直し

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

## 5 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

義務

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数 <b>300人超</b> の企業

- ・公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。
- ・年1回、公表前事業年度の終了後おおむね3か月以内に、インターネットなど、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。
- ・より具体的な公表内容や算出方法はこちらをご確認ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533_00006.html)



### Check! 両立支援のひろば(厚生労働省運営のウェブサイト)

男性の育児休業等の取得率等の公表にあたっては、「両立支援のひろば」を利用することをおすすめします。仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取り組み状況の診断等を行うことができます。  
<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



## 6 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

労使協定を締結している場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃

## 7 介護離職防止のための雇用環境整備

義務

介護休業や介護両立支援制度等(※)の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下の①～④いずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する**研修の実施**
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の**事例の収集・提供**
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の**利用促進に関する方針の周知**

※ i 介護休暇に関する制度、ii 所定外労働の制限に関する制度、iii 時間外労働の制限に関する制度、iv 深夜業の制限に関する制度、v 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

望ましい

\*①～④のうち複数の措置を講じること

## 8 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

義務

### (1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※ 取得・利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③介護休業給付金に関すること
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

### (2) 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供

労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供しなければなりません。

情報提供期間	①労働者が40歳に達する日(誕生日前日)の属する年度(1年間) ②労働者が40歳に達した日の翌日(誕生日)から1年間 のいずれか
情報提供事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③介護休業給付金に関すること
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能

望ましい

\*情報提供に当たっては、「介護休業制度」は、介護の体制を構築するため一定期間休業する場合に対応するものなど、各種制度の趣旨・目的を踏まえて行うこと

\*情報提供の際に、併せて介護保険制度について周知すること

## 9 介護のためのテレワーク導入

努力義務

就業規則等の見直し

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。



### 介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認、情報提供の例

以下の資料をご用意しています。社内用にアレンジする等してご活用ください。

#### ①個別周知・意向確認、情報提供、事例紹介、制度・方針周知ポスター例

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>

#### ②介護保険制度について(40歳の方向けリーフレット)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10548.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10548.html)

#### 両立支援について専門家に相談したい方へ【中小企業育児・介護休業等推進支援事業】

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

制度整備や育児・介護休業を取得する社員のサポート、仕事と育児・介護の両立を実現する体制作り等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。



10 11 ▶ 令和7(2025)年10月1日から施行

10 柔軟な働き方を実現するための措置等 義務 就業規則等の見直し

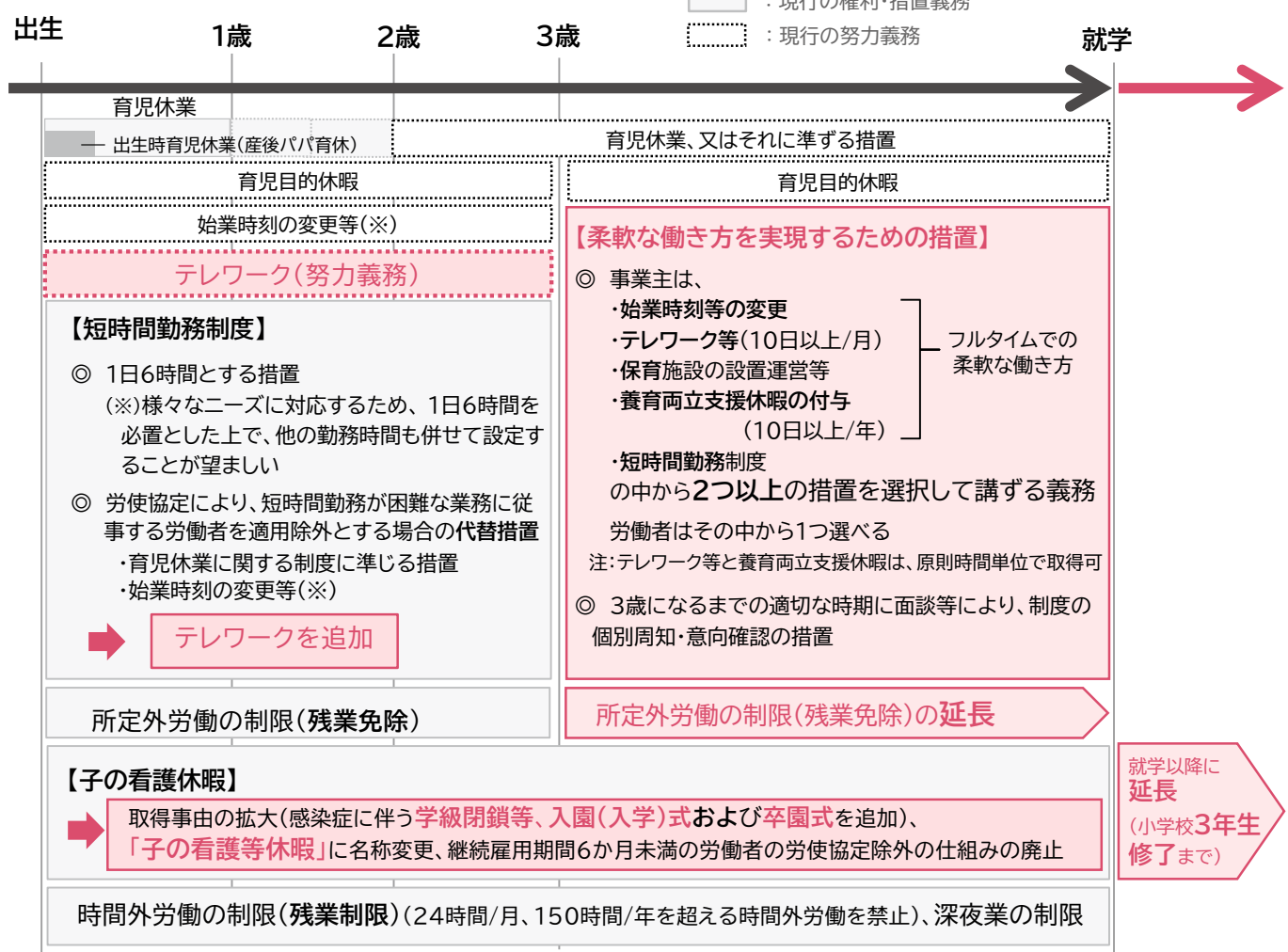
- (1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置
- (2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

11 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮 義務

- (1) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取
- (2) 聴取した労働者の意向についての配慮

<改正後の仕事と育児の両立イメージ>

: 見直し  
 : 現行の権利・措置義務  
 : 現行の努力義務



※始業時刻の変更等:フレックスタイム制、時差出勤、保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

育児・介護休業法に関するお問い合わせは、鹿児島労働局雇用環境・均等室へ  
電話:099-223-8239 受付時間 8時30分~17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)





【高齢者雇用】

経過措置に基づく基準対象者に限定した継続雇用制度を利用している事業主の皆さまへ

鹿児島労働局職業対策課

経過措置期間は2025年3月31日までです。

4月1日以降は別の措置により、高齢者雇用確保措置を講じる必要があります。

平成24年度までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主は、現在は経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていますが、その経過措置も2025年3月31日をもって終了します。

2025（令和7）年4月1日以降は、高齢者雇用確保措置として以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

- 定年制の廃止
- 65歳までの定年の引き上げ
- 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入



◆ ご不明点がございましたら、最寄りのハローワークにお問い合わせください。↑ハローワークの管轄区域と所在地一覧

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和6年10月分】

県内有効求人倍率	1.11倍（前月と同水準）
全国平均有効求人倍率	1.25倍（前月比0.01P増加）
県内正社員有効求人倍率	1.05倍（前年同月比0.03P減）
全国正社員有効求人倍率	1.03倍（前年同月比0.01P増）

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、求人への動きに弱さがみられます。物価上昇等が雇用と与える影響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。

当局においては、職業訓練等を通じたキャリア形成の促進や人手不足が特に顕著な分野におけるマッチングの支援など、必要な対策に取り組んでまいります。

人材開発支援助成金を活用する事業主の皆さまへ  
人材開発支援助成金における訓練経費の負担の取扱いを令和6年11月5日から明確化しました

申請事業主の教育訓練期間に対する訓練経費の支払が完了しているか否かにかかわらず、申請事業主が、教育訓練機関等から、実施済みの訓練経費の全部又は一部につき、申請事業主の負担額の実質的な減額となる金銭の支払い（訓練経費の返金を含む。）を受けた場合や受ける予定がある場合等には、「訓練等に要した経費を支給申請までに申請事業主が全て負担」したことはありません。

詳細は、鹿児島労働局ホームページにてご確認ください



【お問い合わせ先】

職業対策課助成金第2係（☎099-219-5101）



※（お詫び）前月号「安全くん」を間違えて掲載しました。お詫び致します。

## 令和6年11月末 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種別死傷災害発生状況									
業種	年	令和6年 (11月末)		令和5年 (同月末)		対前年			
						増減数		増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
<b>全産業</b>		<b>1,877</b>	<b>16</b>	<b>1,860</b>	<b>13</b>	<b>17</b>	<b>3</b>	<b>0.9%</b>	<b>23.1%</b>
<b>1 製造業</b>		<b>339</b>	<b>5</b>	<b>372</b>	<b>3</b>	<b>-33</b>	<b>2</b>	<b>-8.9%</b>	<b>66.7%</b>
1 食料品製造業		219	3	215	2	4	1	1.9%	50.0%
4 木材・木製品製造業		20	1	18		2	1	11.1%	
9 窯業土石製品製造業		15	1	19		-4	1	-21.1%	
11～12 金属製品製造業		22		26		-4		-15.4%	
13～15 機械器具製造業		31		38		-7		-18.4%	
上記以外の製造業		32		56	1	-24	-1	-42.9%	-100.0%
<b>2 鉱業</b>		<b>2</b>		<b>9</b>		<b>-7</b>		<b>-77.8%</b>	
<b>3 建設業</b>		<b>278</b>	<b>6</b>	<b>254</b>	<b>3</b>	<b>24</b>	<b>3</b>	<b>9.4%</b>	<b>100.0%</b>
1 土木工事業		102	5	89	1	13	4	14.6%	400.0%
2 建築工事業		127	1	119	1	8		6.7%	
3 その他の建設業		49		46	1	3	-1	6.5%	-100.0%
<b>4 運輸交通業</b>		<b>178</b>	<b>1</b>	<b>182</b>	<b>1</b>	<b>-4</b>		<b>-2.2%</b>	
1 鉄道・航空機業		2		4		-2		-50.0%	
2 道路旅客運送業		15		13		2		15.4%	
3 道路貨物運送業		161	1	165	1	-4		-2.4%	
4 その他の運輸交通業									
<b>5 貨物取扱業</b>		<b>21</b>	<b>1</b>	<b>18</b>		<b>3</b>	<b>1</b>	<b>16.7%</b>	
1 陸上貨物取扱業		8		9		-1		-11.1%	
2 港湾運送業		13	1	9		4	1	44.4%	
<b>6 農林業</b>		<b>93</b>	<b>2</b>	<b>92</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1.1%</b>	<b>100.0%</b>
1 農業		50	1	54		-4	1	-7.4%	
2 林業		43	1	38	1	5		13.2%	
<b>7 畜産・水産業</b>		<b>109</b>		<b>88</b>		<b>21</b>		<b>23.9%</b>	
<b>8 商業</b>		<b>238</b>		<b>236</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>-2</b>	<b>0.8%</b>	<b>-100.0%</b>
1 卸売業		45		34		11		32.4%	
2 小売業		174		180	2	-6	-2	-3.3%	-100.0%
3 理美容業		1		2		-1		-50.0%	
4 その他の商業		18		20		-2		-10.0%	
<b>9 金融・広告業</b>		<b>15</b>		<b>17</b>		<b>-2</b>		<b>-11.8%</b>	
<b>11 通信業</b>		<b>19</b>		<b>21</b>		<b>-2</b>		<b>-9.5%</b>	
<b>12 教育・研究業</b>		<b>13</b>		<b>22</b>		<b>-9</b>		<b>-40.9%</b>	
<b>13 保健衛生業</b>		<b>313</b>		<b>309</b>		<b>4</b>		<b>1.3%</b>	
1 医療保健業		122		124		-2		-1.6%	
2 社会福祉施設		184		174		10		5.7%	
3 その他の保健衛生業		7		11		-4		-36.4%	
<b>14 接客娯楽業</b>		<b>95</b>		<b>88</b>	<b>1</b>	<b>7</b>	<b>-1</b>	<b>8.0%</b>	<b>-100.0%</b>
1 旅館業		25		20	1	5	-1	25.0%	-100.0%
2 飲食店		50		52		-2		-3.8%	
3 その他の接客娯楽業		20		16		4		25.0%	
<b>上記以外の事業</b>		<b>164</b>	<b>1</b>	<b>152</b>	<b>2</b>	<b>12</b>	<b>-1</b>	<b>7.9%</b>	<b>-50.0%</b>
10 映画・演劇業				1		-1		-100.0%	
15 清掃・と畜業		89		81		8		9.9%	
16 官公署				2		-2		-100.0%	
17 その他の事業		75	1	68	2	7	-1	10.3%	-50.0%
<b>陸上貨物運送事業（4-3-5-1）</b>		<b>169</b>	<b>1</b>	<b>174</b>	<b>1</b>	<b>-5</b>		<b>-2.9%</b>	
<b>第三次産業（8～17）</b>		<b>857</b>	<b>1</b>	<b>845</b>	<b>5</b>	<b>12</b>	<b>-4</b>	<b>1.4%</b>	<b>-80.0%</b>

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもの。  
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。  
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。  
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3-5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。  
 ⑤ 死傷者数、死亡者数ともに新型コロナウイルス感染症り患者を除く。



**年末年始は  
たっぷり休んで  
リフレッシュ!**

Refresh!  
もっと自分らしい  
働き方  
休み方

**年次有給休暇** を上手に活用し  
働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この年末年始に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。鹿児島労働局雇用環境・均等室（TEL：099-223-8239）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

Books 図書案内 <https://shop.jisha.or.jp/> 中災防の本

**ワーク・ライフ・バランスはいま  
～少子高齢化と多様化が進む中で～**

帝京大学法学部法律学科教授 村上 文 著

- 2024年6月 発行 ●B5判／64頁／2色刷
- 定価770円（本体700円＋税10%）
- No.27140 ●ISBN978-4-8059-2162-3 C3036

仕事と生活を両立させるために、企業や個人が抱える課題や取り組むべきことを、現在の制度、施策などの視点からまとめた一冊。2023年に月刊誌『安全と健康』に連載された同名の記事をもとに最新の情勢等を新たに加筆、修正。安全衛生や総務・人事に関する人におすすめの書。

ご注文は  
中央労働災害防止協会 出版事業部へ 〒108-0023 東京都港区芝浦3-17-12 吾妻ビル9階  
TEL 03-3452-6401(直) FAX 03-3452-2480



働く人の「こころ」と「からだ」の健康をサポートします！

# ばんぽセンター からのご案内

鹿児島産業保健総合支援センター

## 働く女性の健康セミナー

参加無料  
(要申込)

令和7年 1/26 SUN. 14:00～16:00

会場 鹿児島市立天文館図書館 4階交流スペース  
(鹿児島市千日町1-1 センテラス天文館) ※駐車場の割引サービスは対象外です

お申し込みはこちら

定員 40人 右2次元コードより申込  
申込期限 令和7年1月20日 (定員に達し次第締切)



講演 HAPPYに暮らすための第一歩  
～産婦人科医と守る、あなたの体と心～

社会医療法人博愛会 相良病院  
婦人科 部長 城田京子先生



講演 HAPPYマインドは美姿勢から

鹿児島産業保健総合支援センター  
産業保健相談員  
(健康運動指導士) 高司佳代先生



働く女性のキャリア個別相談 13:00～14:00

ワークライフバランスなどの働き方、仕事やキャリア形成についてなどのご相談を専門家  
(キャリアコンサルタント・社労士等) がお受けします。キャリア相談のみのお申込みも可能です。

独立行政法人  
労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター

TEL: 099-252-8002 HP: <https://kagoshimas.johas.go.jp/>



共催 社会医療法人博愛会 相良病院

令和6年度

2024年12月1日 ▶ 2025年4月30日

# 安全衛生教育促進運動

## 事業主の皆さん！

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが**義務づけ**られています。



### 正しい知識で 職場を安全・健康に！

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、技能講習、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象者が増えることを踏まえ、事業場に必要教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省



安全衛生教育等の実施状況について、表に○を付けて確認してみましょう

[法：労働安全衛生法 安衛令：労働安全衛生法施行令 安衛則：労働安全衛生規則]

教育の種類	対象の有無・実施団体等	対象者あり	実施機関等で実施済		未実施
			自社・関連会社	安全衛生団体等	
雇入れ時教育 法第59条第1項 ・教育事項：安衛則第35条					
作業内容変更時教育 法第59条第2項 作業の異なる部所への異動や機械・作業方法の大幅な変更時 ・教育事項：雇入れ時教育に準用される					
職長教育 法第60条 ・職長教育を行う業種：安衛令第19条 ・教育事項：安衛則第40条					

能力向上教育（または同教育に準じた教育） 法第19条の2

通達「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（平元、改正平18）  
通達「安全衛生教育及び研修の推進について」（平3、改正平31）

対象者	時期等	初任時	定期	随時	未実施
		初めて当該業務に従事する時	当該業務従事後、一定期間ごと	社会経済状況の変化、職場環境等の大幅な変更時	
安全管理者					
衛生管理者					
安全衛生推進者					
職長等					
( ) 作業主任者					
( ) 作業主任者					
( ) 作業主任者					

危険有害業務従事者への教育 法第60条の2

通達「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」（平元、改正平8）  
通達「安全衛生教育及び研修の推進について」（平3、改正平31）

就業制限業務従事者（免許取得者・技能講習修了者）や特別教育修了者などの危険有害業務従事者に対しては、一定期間ごと、または機械設備の変更時等に安全衛生教育を実施することが示されています。危険有害業務従事者についても資格取得・講習修了後等のフォローアップ、法令改正に伴う最新の安全衛生情報を得るために安全衛生教育を積極的に受講させましょう。

安全衛生業務従事者に有資格者を選任していますか

\*\* 建設業、製造業、電気・ガス業、各種商品等卸売・小売業など

安全衛生業務従事者名（例）	必要な資格	資格
安全管理者（一定の業種**で50人以上の規模）	安全管理者選任時研修の修了など	ある/ない
衛生管理者（50人以上の規模）	第一種 衛生管理者免許試験の合格など 第二種 衛生管理者免許試験の合格など （第二種については業種に制限あり）	ある/ない
衛生工学衛生管理者 〔500人を超える労働者を使用し、一定の有害業務に〕 〔30人以上が従事する事業場〕	衛生工学衛生管理者講習の修了など	ある/ない
安全衛生推進者（一定の業種**で10～49人の規模）	安全衛生推進者養成講習の修了など	ある/ない
衛生推進者（一定の業種**以外で10～49人の規模）	衛生推進者養成講習の修了など	ある/ない

安全衛生教育に関するご相談はこちら

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 03-3452-6296（本部） メール jisha-soudan@jisha.or.jp

特設サイトで役立つ情報を発信しています！詳しくは [安全衛生教育促進運動](#) で [検索](#)

本リーフレットのお問合せ先：総務部広報課 ■電話 03-3452-6449 ■メール koho@jisha.or.jp



# 令和6年度鹿児島県労働災害防止研修会のご案内

主催 公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
後援 厚生労働省 鹿児島労働局

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、労働災害の防止は不可欠です。鹿児島県内における労働災害は、死亡者数、休業4日以上死傷者数とともに、長期的には減少傾向にあるものの死亡者数は近年増減を繰り返し、休業4日以上死傷者数は近年増加傾向に転じています。（令和5年は死傷者数2,240人のうち死亡者数は14人）

事故の型別では、全産業を通じて転倒、墜落・転落、動作の反動、無理な動作（腰痛災害等）が要因となっています。鹿児島労働局では、令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止計画を策定し、死亡者数を5%以上減少、死傷災害の増加傾向に歯止めをかけ毎年漸減することを計画の目標としています。

本会では、このような状況に鑑み、労働災害防止に向けて下記により研修会を開催することに致しました。経営者や企業・団体等の安全衛生担当者の皆様には是非ご出席頂きますようご案内申し上げます。

## 記

<b>期 日</b>	<b>令和7年2月19日（水）</b> 開会：13時30分 閉会：16時00分予定 【開場・受付は、12時45分からです。】
<b>会 場</b>	鹿児島県歴史・美術センター黎明館 講堂 鹿児島市城山町7-2（電話099-222-5100） ※専用駐車場有ります。
<b>講演内容</b>	講演Ⅰ 「最近の安全衛生行政について」（13：35～約40分間） 講師 鹿児島労働局 労働基準部健康安全課 課長 勝田 清人 氏 講演Ⅱ 「なくそう！転倒災害（転倒災害防止のために）」（14：25～約90分間） 講師 中央労働災害防止協会 安全管理士 土屋 幸一 氏
<b>参加費</b>	<b>無料</b> （先着順で定員150名になり次第締め切らせていただきます。）
<b>申込方法</b>	下記申込書により <b>令和7年2月5日（水）</b> までに専用メールでお申込み下さい。 （公社）鹿児島県労働基準協会 研修会担当者あて 鹿児島市新屋敷町16-16 <b>TEL099-226-3621 FAX099-226-3622</b>

※切り取らずに送付ください。また、受講案内は致しませんので当日直接会場へお越しください。

【申し込み専用メール】 [info-kenshu@kakikyo.or.jp](mailto:info-kenshu@kakikyo.or.jp)  
FAXでの申し込みは、FAX番号 099-226-3622

## 令和6年度労働災害防止研修会参加申込書

事業場名			
所在地	〒	電話番号 ( )	
ご担当者			FAX番号 ( )
参加者氏名 受付番号は協会使用	受付番号		受付番号
	受付番号		受付番号

※ご記入頂いた個人情報については、当協会が責任を持って管理致します。

令和7年2月～3月 講習開催のご案内（1月Web予約開始分）

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部  
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622  
https://www.kakikyo.or.jp/seminar/



講習名	講習日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格	
玉 掛 け	2/25～27	1/6	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者	
			【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円		
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	2/25～26	1/6	会員 15,620円 一般 16,280円	※会場はオロシティーホールとなります。	
技 能 講 習 [普通自動車運転免許証等写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 3/3～7	1/6	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者	
	【科目免除者】 3/3～4		【科目免除者】 会員 20,900円 一般 21,450円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (カタピラ車限定を除く)	
車 両 系 建 設 機 械 運 転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	【全科目者】 3/10～14	1/14	【全科目者】 会員 77,990円 一般 78,430円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了後3ヶ月以上の従事経験者	
	【科目免除者】 3/10～11		【科目免除者】 会員 39,490円 一般 39,930円		
玉 掛 け	3/10～12	1/14	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者	
石 綿 作 業 主 任 者	3/13～14	1/14	会員 15,620円 一般 16,280円		
ガ ス 溶 接	3/17～18	1/20	会員 11,550円 一般 11,880円		
車 両 系 建 設 機 械 運 転 ( 解 体 用 )	3/19	1/20	会員 18,590円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者	
特 別 教 育	低 圧 電 気 取 扱 い	2/25～26	1/6	会員 16,170円 一般 19,470円	
	ク レ ー ン 運 転	3/3～4	1/6	会員 17,160円 一般 20,460円	
そ の 他	安 全 衛 生 推 進 者	2/27～28	1/6	会員 13,090円 一般 13,530円	※会場はオロシティーホールとなります。
	職 長 教 育	3/17～18	1/20	会員 12,980円 一般 16,280円	

- 〈備考〉 1 当社の技能講習・特別教育等（衛生管理者免許試験準備講習を除く）を申し込むには予約が必要です。  
2 申込書の提出時、予約番号の記入が必要となります。予約番号のない申込書は受理できませんのでご注意ください。  
3 予約可能日時は平日（土・日・祝祭日・お盆休み・正月休み除く）の8:30～17:00までです。予約開始日以降に予約可能となります。  
4 定員に達した場合はWeb予約は終了となります。また、講習科目によっては日程を延長して実施する場合があります。  
5 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。また、案内書をお取り寄せください。

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

石綿調査者講習Web申込

検索

講習日	Web申込期間	受講料テキスト代(消費税込)	受講料納入期限	会場	受講資格
2/4～5	1/8～10	38,280円	1/15	オロシティーホール	・石綿作業主任者技能講習修了者 ・その他

- 〈備考〉 1 受講資格が必要です。  
2 Web申込時は顔写真、本人確認書類、資格を証する書類等の準備が必要です。  
3 Web申込は受付開始日以降に可能となります。受付時間は終日(0:00～24:00)です。  
4 定員(70名)に達した場合はWeb申込は終了となります。  
5 詳細につきましては、ホームページ『建築物石綿含有建材調査者講習（一般）Web申込』をご覧ください。